

学生の皆さんへ

南山大学学生課

## 日本学生支援機構からのお知らせ

このたび令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法適用地域及び適用日が下記の通り定められました。つきましては当該の災害により、家計が急変し奨学金を希望する学生を対象に、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の申請を受け付けています。詳しくは学生課までご相談ください。今後、適用地域が追加される場合は追って連絡します。

### 記

#### 1. 適用地域および適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
<b>【山形県】</b> 米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡飯豊町（法適用日：令和4年8月3日） 寒河江市、西村山郡大江町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町 （第2報、法適用日：令和4年8月3日）	左記のとおり
<b>【新潟県】</b> 村上市、胎内市、岩船郡関川村 （第2報、法適用日：令和4年8月3日）	
<b>【石川県】</b> 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町（第3報、法適用日：令和4年8月4日）	
<b>【福井県】（8月23日追記）</b> 南条郡南越前町（第4報、法適用日：令和4年8月4日）	
<b>【青森県】（8月23日追記）</b> 弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町 （第5報、法適用日：令和4年8月9日）	

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>



※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

#### 2. 奨学金の種類（※詳細は学生課へお問い合わせください）

- 給付奨学金（給付奨学金および授業料減免）家計急変採用
- 貸与奨学金（第一種奨学金：無利子）緊急採用
- 貸与奨学金（第二種奨学金：有利子）応急採用

（次のページへつづく）

### 3.JASSO 災害支援金

学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いた方につきまして「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は日本学生支援機構 Web ページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

以上

■問い合わせ先■

南山大学 学生課奨学金係 (平日 9:00 - 17:00)

E-mail : [scholarships-s@nanzan-u.ac.jp](mailto:scholarships-s@nanzan-u.ac.jp)

Phone : 052-832-3118